

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(施行期日は公布の日)

文化芸術振興基本法→文化芸術基本法（文化財保護法、博物館法、劇場法）

世界遺産条約(有形、1992 批准)、無形文化遺産条約（2006 発効）

2020 東京オリンピック・パラリンピック文化プログラム、ロンドン「レガシー」のプレッシャー、20 万件を実現する実施体制と法的根拠、予算の確保？

29 年度文化庁予算

- ① 文化財支援 469 億円（17 億増）5 割
 - ② 文化施設等支援 308 億円（18 億府）3 割
 - ③ 文化芸術支援 208 億円（6 億増）2 割
- 1042 億円（5 億円、0.3%増

→予算配分が硬直化し、第 4 次基本方針の目標達成は困難

文化庁の機能の拡張等、京都移転、文化省への格上げ？

「文化芸術推進基本計画」作成に 1 年、5 年の中期計画（基本方針に代わるもの）、地方の「文化芸術推進基本計画」は、まずは都道府県と政令指定都市に策定してもらい、市町村につなげていく

「文化芸術推進会議」は、基本的に省庁間の連絡調整会議の性格（文科省、内閣府、経産省、国交省、外務省など）、文化審議会とは別の組織
地方公共団体の「文化芸術振興会議」等についても規定